

声 明

令和元年（2019年）5月14日

スルガ銀行・スマートデイズ被害弁護団

団長 河 合 弘 之



団長 山 口 広



副団長 紀 藤 正 樹



副団長 谷 合 周 三



当弁護団は、今般のスルガ銀行らと破産会社スマートデイズとが共謀して不正融資をオーナー被害者に実行した981件の案件は、銀行業界において前例のない極めて悪質な組織的違法行為であることを、豊富な事実を証拠に基づいて具体的に提示して明らかにしてきた。

多くのオーナー被害者は、スマートデイズが物件を実勢価格よりもはるかに高値で売却するために企図し、スルガ銀行もこれを十分認識しながら追認した近隣相場とかけ離れた賃料による賃借人の確保ができず、30年間スルガ銀行に返済する見通しが全くたたないため、自己破産を含む深刻な事態に直面している。現在の勤務や家族、更には各々の人生まで危機に瀕している中堅サラリーマンが少なくない状況にある。

かかる事態をふまえ、当弁護団は、全てのスマートデイズ案件を中心とするシェアハウス関連融資（抱き合わせ融資を含む）について、当弁護団が指定するサービサーに全額債権譲渡を行い、当該サービサー又は当該サービサーが指定する業者に不正により取得させられたシェアハウスの土地建物を売却譲渡することによって、当該融資を終局的かつ抜本的に清算するなどの具体的解決策をスルガ銀行に提示して、その回答を求めてきた。なお、サービサーに債権を譲渡することは、不良債権処理の方法として一般的に行われているものである。

ところが、スルガ銀行は、上記の当弁護団の提示案を加味することなく、シェアハウスを含む投資用不動産関連融資の債務者に対し、近日中にダイレクトメールを発送し、従前の金利を引下げすることに加えて、スルガ銀行が一方的に定めた基準に従って債務元本の一部カットを検討するので、希望者は同行の担当窓口連絡されたいと通知する方針を実行するとのことである。

当弁護団としては、本件の悪質性、重大性、被害の深刻さからすれば、元本のごく一部のカットだけでは解決できるものではないと考えているところである。しかも、その元本カット基準はオーナー被害者と何ら協議をすることなくスルガ銀行が一方的に定めたもので、適正かどうか全く不明であり、また、その基準が明示されるかどうか不明である。

スルガ銀行の上記対応は、オーナー被害者と真摯に向き合うことなく、スルガ銀行側が一方的に定めた基準による場当たりの対処方針で一時的かつ表面的にすぎない形で事態の収束を図ることを企図したものであり、当弁護団及び多くのオーナー被害者としては到底容認できるものではない。

しかも、本年5月13及び14日には、スルガ銀行が本件被害についての解決の道筋さえあいまいにしている一方で、新生銀行との資本提携・業務提携の方向を固めたかの如き報道がなされている。スルガ銀行の業務姿勢の見直しにおいてはこのような悪質かつ重大な不正融資による被害の根本的解決を示すことがその第1歩であるところ、それを置き去りにして他企業の資本提携・業務提携を行ったとしてもスルガ銀行の真の再生は到底図れるものではない。また、仮に上記報道が真実だとすれば、レイクという消費者金融会社をグループ内に有する新生銀行が、史上最大の消費者金融被害者をかかえるスルガ銀行と、問題未解決のままあえて資本・業務提携をするということは、極めて不見識かつ反消費者的である。そのレピュテーション被害を考えるべきである。

当弁護団は、オーナー被害者の実情をふまえて、上記の当弁護団の提示案を基本とする適正かつ抜本的な解決策を早期に策定することをスルガ銀行に重ねて要求する。併せて、スルガ銀行を監督する金融庁に対しても、スルガ銀行が上記の解決策の策定を決断するように指導・監督することを要請する。

また、本来、他企業との提携は従前の不始末についての解決の道筋を確定させたあとになされるべきことであるから、当弁護団は、新生銀行ほかの資本・業務提携候補者に対して、スルガ銀行が上記の解決策を確定したのちに提携契約を締結することを強く要請する。